

令和4年3月11日
土木部河川公園課

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

普通河川の使用料は、固定資産税評価額を算定の基礎とし、3年ごとの評価替えの時期に合わせ、その翌年に改正を行っている。

固定資産税評価額の評価替えが令和3年に行われたので、普通河川使用料に適正に反映させるため、使用料を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 土地使用料の積算方法

土地使用料は、固定資産税評価額の23区平均額を算定の基礎とし、原則として下記のア、イのいずれか低い額に設定する。

ア 固定資産税評価額×使用料率×1㎡×修正率

イ 現行額の1.2倍額

(2) 流水使用料の積算方法

流水使用料は、固定資産税評価額の23区平均額を算定の基礎とし、原則として下記のア、イのいずれか低い額に設定する。

ア 現行額×固定資産税評価額の前回からの増減率

イ 現行額の1.2倍額

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日

江東区普通河川管理条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 土地使用料 (第19条関係)				別表第1 土地使用料 (第19条関係)			
種別	使用目的	金額	単位	種別	使用目的	金額	単位
第一種	(1) 船、いかだ等の係留、棧橋、橋りょう(添架物を含む。)、荷揚げ、給排水等普通河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの (2) 普通河川、橋りょう、兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工所用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの (3) その他原状のまま使用することを目的とするもの	<u>504円</u>	1平方メートルにつき1月	第一種	(1) 船、いかだ等の係留、棧橋、橋りょう(添架物を含む。)、荷揚げ、給排水等普通河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの (2) 普通河川、橋りょう、兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工所用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの (3) その他原状のまま使用することを目的とするもの	<u>604円</u>	1平方メートルにつき1月
第二種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のための軌道(橋りょうを含む。)の設置を目的とするもの (2) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの	<u>276円</u>		第二種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のための軌道(橋りょうを含む。)の設置を目的とするもの (2) ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの	<u>331円</u>	
第三種	仮設小屋、工所用建物(第一種(2)に該当するものを除く。)その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの	<u>894円</u>		第三種	仮設小屋、工所用建物(第一種(2)に該当するものを除く。)その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの	<u>1,072円</u>	
第四種	電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	<u>894円</u>		第四種	電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1,072円</u>	
第五種	電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>181円</u>		第五種	電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>217円</u>	
第六種	前各種に属さないもの	<u>894円</u>		第六種	前各種に属さないもの	<u>1,072円</u>	
備考 (略)				備考 (略)			

別表第2 流水使用料（第19条関係）

使用目的	金額	単位
工業 用 その他	次の式により算出した額 $\frac{599 \text{円}}{\text{トル毎秒}} \times \text{使用水量 (リッ$ $\text{トル毎秒})$	1月

備考 (略)

別表第2 流水使用料（第19条関係）

使用目的	金額	単位
工業 用 その他	次の式により算出した額 $\frac{700 \text{円}}{\text{トル毎秒}} \times \text{使用水量 (リッ$ $\text{トル毎秒})$	1月

備考 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。